

鳥取県中山間地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱（旧要綱）との対比

新 要 綱	旧 要 綱
<p>名称 鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱</p> <p>(交付目的) 第2条 本補助金は、<u>鳥取県内</u>において、台風や局地的集中豪雨などの風水害や地震等の異常な天然現象（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条に規定する災害）により、地域の振興に寄与する地域内の共同施設（地域自治会等で管理している生活道路、用排水路、広場、児童利用遊具等（以下「共同施設」という。））に被害が生じた場合、被災した共同施設の復旧に必要な経費の一部を助成することにより、防災面での共同施設機能を維持し、地域の活性化と住民生活の安全安心を支援することを目的として交付する。</p> <p>なお、本補助金の交付先は、地域づくりの主体である市町<u>村</u>とし、市町<u>村</u>の主体的な取組を支援する。</p> <p>(補助金の交付) 第3条 2 本補助金の額は、前項に規定する補助事業に要する経費（別表第4欄の直接補助対象経費又は間接補助対象経費をいう。）の額（<u>仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額</u></p>	<p>名称 鳥取県<u>中山間</u>地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱</p> <p>(交付目的) 第2条 本補助金は、<u>鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年10月鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年11月鳥取県規則第91号）で定める地域</u>において、台風や局地的集中豪雨などの風水害や地震等の異常な天然現象（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条に規定する災害）により、<u>中山間</u>地域の振興に寄与する地域内の共同施設（地域自治会等で管理している生活道路、用排水路、広場、児童利用遊具等（以下「共同施設」という。））に被害が生じた場合、被災した共同施設の復旧に必要な経費の一部を助成することにより、防災面での共同施設機能を維持し、<u>中山間</u>地域の活性化と住民生活の安全安心を支援することを目的として交付する。</p> <p>なお、本補助金の交付先は、地域づくりの主体である市町とし、市町の主体的な取組を支援する。</p> <p>(補助金の交付) 第3条 2 本補助金の額は、前項に規定する補助事業に要する経費（別表第4欄の直接補助対象経費又は間接補助対象経費をいう。）の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、300千円を限度とする。）以下とする。</p>

<p><u>の合計額をいう。以下同じ。)</u>を除く。)に2分の</p> <p>1 <u>(以下「補助率」という)</u>を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てるものとし、300千円を限度とする。)以下とする。</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第4条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。</u></p> <p>(交付決定の時期等)</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。</u></p> <p>(実績報告の時期等)</p> <p>第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「<u>実績報告</u>」という)は、次に掲げる日までに行わなければならない。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「<u>実績報告控除税額</u>」という。)が交付決定額に係る仕入控除税</u></p>	<p>(交付申請の時期等)</p> <p>第4条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(交付決定の時期等)</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(実績報告の時期等)</p> <p>第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>
---	---

額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

様式第1号（第4条関係）

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業  
（変更）計画（報告）書

1 略

2 地域共同施設災害復旧事業費内訳

3 略

4 略

様式第2号（第4条、第11条関係）

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金  
事業収支予算（決算）書

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

職 氏 名

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助  
金交付決定通知書

様式第1号（第4条関係）

平成 年度鳥取県中山間地域共同施設災害復旧事業  
（変更）計画（報告）書

1 略

2 中山間地域共同施設災害復旧事業費内訳

3 略

4 略

様式第2号（第4条、第11条関係）

平成 年度鳥取県中山間地域共同施設災害復旧事業  
補助金事業収支予算（決算）書

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

職 氏 名

平成 年度鳥取県中山間地域共同施設災害復旧事  
業補助金交付決定通知書

<p>平成 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。</p> <p>2 略</p> <p>3 交付額の確定</p> <p>本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱（平成29年4月1日付第201600200644号鳥取県県土整備部長通知。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。</p>	<p>平成 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成 年度鳥取県中山間地域共同施設災害復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。</p> <p>2 略</p> <p>3 交付額の確定</p> <p>本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中山間地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱（平成24年3月19日付第201100184403号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。</p>
--	---

別表（見え消し版）

別表（第3条、第8条、第9条関係）

1 区分	2 直接補助事業又は 間接補助事業	3 補助事業者	4 直接補助対象経費 又は間接補助対象経費	5 間接 補助事業者	6 補助事業 の重要な変更
(1) 直接 補助 事業	異常な天然現象*により、被害の生じた共同施設の復旧を支援するために、市町村が地域自治会等に対して行う復旧に必要な原材料の支給又は機器の借上げ	異常な天然現象により、被害の生じた共同施設の所在する市町村	被害の生じた共同施設の復旧（原則として、原形復旧とする）のために支給する原材料の購入費（第1欄（1）の補助事業者が現に有している原材料を支給する場合、それを補充する費用を含む）及び機器の借上料	—	(ア) 補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更 (イ) 事業の実施場所の変更 (ウ) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更
(2) 間接 補助 事業	異常な天然現象*により、被害の生じた共同施設の復旧	同上	被害の生じた共同施設の復旧にかかる費用（原則として、原形復旧に要する費用に対し補助事業者が交付する経費）	共同施設を管理する地域自治会等	(ア) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更 (イ) 事業の実施場所の変更 (ウ) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更

\*異常な天然現象の対象については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害復旧事業を準用し、平成24年4月1日以降に発生したものとす。